

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市中梵天七三番地五、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 齋藤百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

秋田県由利本荘市御門二六五番地一 工藤 司法書士事務所 司 法 書 士 工 藤 亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市北原一丁目一番、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区寿能町二丁目三四七番地Geminos二〇一号室 被相続人 亡 山口 凛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四二二〇 鈴木ビル四階埼玉第一法律事務所 司 法 書 士 茂 呂 敏 宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市市川口四丁目二九九番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字露梨子四五八番地五 被相続人 亡 神戸 忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地林法律事務所 司 法 書 士 弁 護 士 高 橋 和 久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区佐比江町一三番地二一、最後の住所東京都江東区有明一丁目四番一〇二二番 被相続人 亡 山田 晋平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十八日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都港区赤坂四丁目九番一七号赤坂第一ビル二二階 弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所 司 法 書 士 弁 護 士 佐 野 周 造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽三丁目五番地、最後の住所東京都江東区東陽三丁目一〇番一〇号 被相続人 亡 岩井 一宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十八日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一三番 第一内神田ビル四階橋本・高木法律事務所 司 法 書 士 中 村 裕 也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市仁尾町仁尾四六八番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市赤羽根二六四七番地 被相続人 亡 井下ユキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル五階 相続財産清算人 弁護士 杉村 文規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区西脇三八九番地六、最後の住所静岡県静岡市駿河区西脇三八九番地の六 被相続人 亡 高平 健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

静岡県静岡市駿河区中田一五一一 プラウソブリックビル二D 増田靖法律事務所 相続財産清算人 弁護士 増田 靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市市川成町三六番地、最後の住所静岡県富士市市川成町三六番地セジュール未来一〇三号 被相続人 亡 大野 隆史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇弁護士法人杉山法律事務所 司 法 書 士 弁 護 士 杉 山 祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市八幡字笹廻間一二番地六六三、最後の住所愛知県知多市八幡字笹廻間一二番地の六六三 被相続人 亡 小川佐奈恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

愛知県半田市宮本町三丁目二一七番地二一セントラルビル二階二〇三号室弁護士法人 半田みなと法律事務所 司 法 書 士 中 島 康 雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区大東野一四五番地四、最後の住所堺市北区百舌鳥赤畑町二七三番地二三国ヶ丘スカイハイツ四〇三号 被相続人 亡 盛田弘枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

大阪府中央区道修町一丁目六番七号JMFビル北浜01 九階 相続財産清算人 弁護士 宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市中村上小姓町五八番地、最後の住所高知県四万十市石山一九七三番地 二白藤園 被相続人 亡 大下 美恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

大阪府高石市羽衣一丁目一〇番一九号 相続財産清算人 司 法 書 士 川 口 真 喜 子

第36期決算公告

令和8年6月30日

東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地

株式会社TCS

代表取締役社長 野嶋 正道

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資 産 部	
流 動 資 産	3,673,390
固 定 資 産	2,569,630
合 計	6,243,021
負 債 部	
流 動 負 債	1,544,926
固 定 負 債	152,730
株 主 資 本	4,545,364
資 本 金	100,000
利 益 剰 余 金	4,445,364
利 益 準 備 金	12,906
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,432,457
(うち当期純利益)	(266,136)
合 計	6,243,021

第4期決算公告

令和8年8月27日

千葉市中央区富士見一丁目2番11号

ハウスコム千葉株式会社

代表取締役 岸 善吉

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資 産 部	
流 動 資 産	440,640
固 定 資 産	128,207
合 計	568,847
負 債 部	
流 動 負 債	489,715
株 主 資 本	79,132
資 本 金	20,000
利 益 剰 余 金	27,816
利 益 準 備 金	27,816
利 益 剰 余 金	31,315
そ の 他 利 益 剰 余 金	31,315
(うち当期純利益)	(4,773)
合 計	568,847

第4期決算公告

令和8年8月27日

さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地4

ハウスコム埼玉株式会社

代表取締役 坂坂 亘洋

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資 産 部	
流 動 資 産	648,228
固 定 資 産	164,894
合 計	813,123
負 債 部	
流 動 負 債	709,828
株 主 資 本	103,295
資 本 金	20,000
利 益 剰 余 金	31,683
利 益 準 備 金	31,683
利 益 剰 余 金	51,611
そ の 他 利 益 剰 余 金	51,611
(うち当期純利益)	(6,940)
合 計	813,123